

地方交付税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令 参照条文

目次

一	財政法（昭和二十二年法律第三十四号）（抄）	1
二	地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第 （昭和二十三年法律第九号）（抄）	1
三	地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）（抄）	3
四	地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号）（抄）	5
五	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成十九年政令第三百九十七号）（抄）	7

。の額と地方債の元利償還金に準ずるものとして政令で定めるもの（以下この号において「準元利償還金」という。）の額との合算額から地方債の元利償還金又は準元利償還金の財源に充当することのできる特定の歳入に相当する金額と地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）の定めるところにより地方債の元利償還金及び準元利償還金に係る経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入される額として総務省令で定めるところにより算定した額（特別区にあつては、これに相当する額として総務大臣が定める額とする。以下この号において「算入公債費等の額」という。）との合算額を控除した額を標準的な規模の収入の額として政令で定めるところにより算定した額から算入公債費等の額を控除した額で除して得た数値で当該年度前三年度内の各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値

二 実質赤字額 当該年度の前年度の歳入（政令で定めるところにより算定した歳入をいう。以下この号において同じ。）が歳出（政令で定めるところにより算定した歳出をいう。以下この号において同じ。）に不足するため当該年度の歳入を繰り上げてこれに充てた額並びに実質上当該年度の前年度の歳入が歳出に不足するため、当該年度の前年度に支払うべき債務でその支払を当該年度に繰り延べた額及び当該年度の前年度に執行すべき事業に係る歳出に係る予算の額で当該年度に繰り越した額の合算額

三及び四 （略）

5～12 （略）

（地方債についての関与の特例）

第五条の四 次に掲げる地方公共団体は、地方債を起し、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合は、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。この場合においては、前条第一項の規定による協議又は同条第六項の規定による届出をすることを要しない。

一 前条第四項第二号に規定する実質赤字額が政令で定めるところにより算定した額以上である地方公共団体

二 前条第四項第一号に規定する実質公債費比率が政令で定める数値以上である地方公共団体

三～六 （略）

2～7 （略）

附 則

(公営競技を行う地方公共団体の納付金)

第三十二条の二 地方公共団体は、昭和四十五年度から平成三十二年までの間に法律の定めるところにより公営競技を行うときは、地方債の利子の軽減に資するための資金として、毎年度、政令で定めるところにより、当該公営競技の収益のうちから、その売得金又は売上金の額に千分の十二以内において政令で定める率を乗じて得た金額に相当する金額を地方公共団体金融機構に納付するものとする。

(平成二十六年度から平成二十八年度までの間における地方債の特例等)

第三十三条の五の二 地方公共団体は、平成二十六年度から平成二十八年度までの間に限り、第五条ただし書の規定により起こす地方債のほか、適正な財政運営を行うにつき必要とされる財源に充てるため、地方交付税法附則第六条の二第一項の規定により控除する額についての同項の規定に従つて総務省令で定める方法により算定した額の範囲内で、地方債を起こすことができる。

2 前項の規定により地方公共団体が起こすことができることとされた地方債の元利償還金に相当する額については、地方交付税法の定めるところにより、当該地方公共団体に交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとする。

○ 地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）（抄）

(協議不要基準額)

第八条 第五条の三第三項に規定する地方債の合計額に係る政令で定める額は、第一号から第三号までに掲げる額の合算額で当該年度前三年度内の各年度に係るものを合算したものの三分の一の額に百分の二十五を乗じて得た額に第四号に掲げる額を加算した額とする。

一 第十三条各号に掲げる地方公共団体の区分に応じ、当該各号に定めるところにより算定した額

二 当該地方公共団体が経営する法適用企業（地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第二条の規定により同法の全部又は一部を適用する公営企業（第五条第一号に規定する公営企業をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）ごとに営業収益の額から受託工事収益の額を控除した額を合計した額

三 当該地方公共団体が経営する法非適用企業（第四十六条各号に掲げる事業を行う公営企業のうち法適用企業以外のものをいう。以下同じ

。)
四 当該地方公共団体が起こす当該年度の地方債（当該地方公共団体の財政の健全性に及ぼす影響が軽微であるものとして総務省令で定めるものに限る。）のうち法第五条の三第三項各号に掲げるものの合計額

（標準的な規模の収入の額）

第十三条 法第五条の三第四項第一号に規定する標準的な規模の収入の額として政令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる地方公共団体の区分に応じ、当該各号に定めるところにより算定した額とする。

一 都 イ及びロに掲げる額の合算額

イ 地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十条の規定により算定した普通交付税の額、都の全区域を道府県とみなして同法第十四条の規定により算定した基準財政収入額から同条の規定により算定した地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、航空機燃料譲与税及び交通安全対策特別交付金の収入見込額を控除した額の七十五分の百に相当する額並びに当該地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、航空機燃料譲与税及び交通安全対策特別交付金の収入見込額の合算額

ロ 特別区の存する区域を市町村とみなして地方交付税法第十四条の規定により算定した地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第五条第二項各号に掲げる税のうち同法第七百三十四条第一項及び第二項第三号の規定により都が課する税（以下「調整税」という。）並びに同法第七百三十五条第一項の規定により都が課する同法第五条第五項の税の収入見込額から調整税に係る当該収入見込額に地方自治法第二百八十二条第二項に規定する条例で定める割合（以下「配分率」という。）を乗じて得た額を控除した額の七十五分の百に相当する額、特別区の存する区域を市町村とみなして地方交付税法第十四条の規定により算定した特別とん譲与税の収入見込額並びに特別区の存する区域を市町村とみなして同条の規定により算定した国有資産等所在市町村交付金の収入見込額の七十五分の百に相当する額の合算額

二 道府県 地方交付税法第十条の規定により算定した普通交付税の額、同法第十四条の規定により算定した基準財政収入額から同条の規定により算定した地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、航空機燃料譲与税及び交通安全対策特別交付金の収入見込額を控除した額の七十五分の百に相当する額並びに当該地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、航空機燃料譲与税及び交通安全対策特別交付金の収入見込額の合算額

三 指定都市 地方交付税法第十条の規定により算定した普通交付税の額、同法第十四条の規定により算定した基準財政収入額から同条の規定により算定した特別とん譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税、地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税及び交通安全対策特別交付

金の収入見込額を控除した額の七十五分の百に相当する額並びに当該特別とん譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税、地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税及び交通安全対策特別交付金の収入見込額の合算額

四 市町村（指定都市を除く。） 地方交付税法第十条の規定により算定した普通交付税の額、同法第十四条の規定により算定した基準財政収入額から同条の規定により算定した特別とん譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税、地方揮発油譲与税及び交通安全対策特別交付金の収入見込額を控除した額の七十五分の百に相当する額並びに当該特別とん譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税、地方揮発油譲与税及び交通安全対策特別交付金の収入見込額の合算額

五 特別区 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第二百十条の十二第一項及び第二項の規定により算定した普通交付金の額、これらの規定により算定した基準財政収入額からこれらの規定により算定した自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税、地方揮発油譲与税及び交通安全対策特別交付金の収入見込額を控除した額の八十五分の百に相当する額並びに当該自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税、地方揮発油譲与税及び交通安全対策特別交付金の収入見込額の合算額

（起債許可団体の判定のための実質赤字額の額）

第二十二條 法第五条の四第一項第一号に規定する政令で定めるところにより算定した額は、第十三条各号に掲げる地方公共団体の区分に応じ、当該年度の前年度について、当該各号に定めるところにより算定した額（以下この項において「標準財政規模の額」という。）に四十分の一を乗じて得た額とする。ただし、地方公共団体の標準財政規模の額が、五百億円未満二百億円以上の場合にあつては標準財政規模の額に千億円を加えて得た額に百二十十分の一を乗じて得た額とし、二百億円未満五十億円以上の場合にあつては標準財政規模の額に百億円を加えて得た額に三十分の一を乗じて得た額とし、五十億円未満の場合にあつては標準財政規模の額に十分の一を乗じて得た額とする。

○ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 略

五 早期健全化基準 財政の早期健全化（地方公共団体が、財政収支が不均衡な状況その他の財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図ることをいう。以下同じ。）を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率のそれぞれについて、政令で定める数値をいう。

六 財政再生基準 財政の再生（地方公共団体が、財政収支の著しい不均衡その他の財政状況の著しい悪化により自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況において、計画的にその財政の健全化を図ることをいう。以下同じ。）を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率のそれぞれについて、早期健全化基準の数値を超えるものとして政令で定める数値をいう。

（地方債の起債の制限）

第十一条 地方公共団体は、再生判断比率のいずれかが財政再生基準以上であり、かつ、前条第三項（同条第七項において準用する場合を含む。以下同じ。）の同意を得ていないときは、地方財政法その他の法律の規定にかかわらず、地方債をもってその歳出の財源とすることができない。ただし、災害復旧事業費の財源とする場合その他の政令で定める場合においては、この限りでない。

（地方債の起債の許可）

第十三条 財政再生団体及び財政再生計画を定めていない地方公共団体であつて再生判断比率のいずれかが財政再生基準以上である地方公共団体は、地方債を起し、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合は、政令で定めるところにより、総務大臣の許可を受けなければならない。この場合においては、地方財政法第五条の第三項の規定による協議をすること及び同条第六項の規定による届出をすること並びに同法第五条の四第一項及び第三項から第五項までに規定する許可を受けることを要しない。

2 財政再生計画につき第十条第三項の同意を得ている財政再生団体についての前項の許可は、当該財政再生計画に定める各年度ごとの歳入に關する計画その他の地方債に關連する事項及び当該財政再生計画の実施状況を勘案して行うものとする。

3 地方財政法第五条の三第八項の規定は、第一項に規定する許可を得た地方債について、同条第九項の規定は、第一項に規定する許可を得た地方債に係る元利償還に要する経費について準用する。

4 総務大臣は、第一項の総務大臣の許可については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

○ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成十九年政令第三百九十七号）（抄）

（早期健全化基準）

第七条 法第二条第五号に規定する政令で定める数値は、次の各号に掲げる比率の区分に応じ、当該各号に定める数値とする。

- 一 実質赤字比率 次に掲げる地方公共団体の区分に応じ、それぞれ次に定める数値
- イ 都 次条第一号イに定める数値に四十分の一を加えて得た数値に二分の一を乗じて得た数値
- ロ 道府県 八十分の三
- ハ 市町村及び特別区 五分の一に当該市町村及び特別区について地方財政法施行令第二十二條の規定により算定した額を当該年度の前年度の標準財政規模の額で除して得た数値を加えて得た数値に二分の一を乗じて得た数値
- 二 連結実質赤字比率 次に掲げる地方公共団体の区分に応じ、それぞれ次に定める数値
- イ 都 前号イに定める数値に二十分の一を加えて得た数値
- ロ 道府県 八十分の七
- ハ 市町村及び特別区 前号ハに定める数値に二十分の一を加えて得た数値
- 三 実質公債費比率 百分の二十五
- 四 将来負担比率 次に掲げる地方公共団体の区分に応じ、それぞれ次に定める数値
- イ 都道府県及び指定都市 百分の四百
- ロ 指定都市を除く市町村及び特別区 百分の三百五十

（財政再生基準）

第八条 法第二条第六号に規定する政令で定める数値は、次の各号に掲げる比率の区分に応じ、当該各号に定める数値とする。

- 一 実質赤字比率 次に掲げる地方公共団体の区分に応じ、それぞれ次に定める数値
 - イ 都 次に掲げる額の合算額を当該年度の前年度の標準財政規模の額で除して得た数値
- (1) 当該年度の前年度の標準財政規模の額のうち地方財政法施行令第十三条第一号イに掲げる額に相当する額に二十分の一を乗じて得た額

- (2) 当該年度の前年度の標準財政規模の額のうち地方財政法施行令第十三条第一号ロに掲げる額に相当する額に五分の一を乗じて得た額
- ロ 道府県 二十分の一
 - ハ 市町村及び特別区 五分の一
 - 二 連結実質赤字比率 次に掲げる地方公共団体の区分に応じ、それぞれ次に定める数値
 - イ 都 前号イに定める数値に十分の一を加えて得た数値
 - ロ 道府県 二十分の三
 - ハ 市町村及び特別区 十分の三
 - 三 実質公債費比率 百分の三十五

(同意を得ていない地方公共団体が地方債を起こすことができる場合)

第十三条 法第十一条ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 災害応急事業費、災害復旧事業費及び災害救助事業費の財源とする場合
- 二 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二百二条第一項の規定により、地方公共団体が地方債をもってその財源とすることができる場合
- 三 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）第七十条第一項の規定により、地方公共団体が地方債をもってその財源とすることができる場合
- 四 災害を防止するため災害復旧事業に合併して行う事業、災害に伴う緊急の砂防又は治山のための事業その他災害復旧事業に準ずる事業で国の負担金、補助金その他これに類するものを伴うものに要する経費の財源とする場合
- 五 国が地方公共団体に負担金を課して直轄で行う事業に要する経費の財源とする場合
- 六 地方債の借換えて総務省令で定めるもののために要する経費の財源とする場合